

松山市節水型トイレ改修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、節水型都市づくりの一環として、節水型トイレを普及させ、節水効果の拡大及び節水意識の高揚を図るため、既設のトイレを節水型トイレに改修する者に対し、予算の範囲内で節水型トイレ改修助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 節水型トイレ 洗浄水量が6.5リットル以下のトイレをいう。

(2) 施工業者 市内に住所を有する個人事業者又は市内に事業所を有する法人で、給水工事装置の事業又はリフォームの事業を営むものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、住宅の既存のトイレを施工業者の工事により節水型トイレに改修することにより、1回当たりの洗浄水量を1リットル以上減少させる事業（市が行っている他の制度による助成を受けている事業を除く。）とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象事業に係る住宅（市内に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合している家屋に限る。）を所有する者で、その者又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該住宅の所在地に住民基本台帳に記載されている住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は、助成対象者となることができない。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付は、同一の住宅につき1年度1回とする。ただし、市長が認めた場

合は、この限りでない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1の既存のトイレを洗浄水量が4リットルを超え6.5リットル以下のトイレに改修した場合 10,000円

(2) 1の既存のトイレを洗浄水量が4リットル以下のトイレに改修した場合又は2以上の既存のトイレを4リットルを超え6.5リットル以下のトイレに改修した場合
20,000円

(3) 2以上の既存のトイレを節水型トイレに改修した場合であって、洗浄水量が4リットル以下のトイレを1以上含むとき 30,000円

(助成金の交付申請及び請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、節水型トイレ改修助成金交付申請書（請求書）（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業を行う住宅の所有者であることを証する書類

(2) 助成対象事業に係る工事の支払を証する書類

(3) 節水型トイレ改修証明書（様式第2号）

(4) 助成対象事業の実施前及び実施後の実施箇所の写真並びに節水型トイレの製品の型番、製造番号、性能等が記載されているラベル等の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、節水型トイレの改修が完了した年度内にしなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査の上、助成金の交付の適否を決定し、その旨を節水型トイレ改修助成金交付決定通知書（様式第3号）又は節水型トイレ改修助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (4) 規則第12条第1項各号に該当するとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、節水型トイレ改修助成金交付取消通知書（様式第5号）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、やむを得ない事情があると認める場合を除き、節水型トイレ改修助成金返還請求通知書（様式第6号）により助成決定者に期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（調査等）

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲内において、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（松山市節水機器購入費及び改造費補助金交付要綱の廃止）

2 松山市節水機器購入費及び改造費補助金交付要綱（平成15年要綱第19号）は、廃止する。

（松山市節水機器購入費及び改造費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の松山市節水機器購入費及び改造費補助金交付要綱第2条第2項に規定する節水機器の購入又は改造を行った補助対象者に係る補助金については、なお従前の例による。

（申請書の提出期限の特例）

4 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間、令和元年度に改修が完了した者に対する第7条第2項の規定の適用については、「節水型トイレの改修が完了した日

から1年以内」とあるのは、「令和3年3月31日まで」とする。

付 則（平成30年3月30日要綱第22号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の松山市節水型トイレ改修助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に助成対象事業を開始した者に係る助成金について適用し、同日前に助成対象事業を開始した者に係る助成金については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第6条及び第7条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請をする者について適用し、同日前に助成金の交付申請した者については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第7条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に助成対象事業を開始した者について適用し、同日前に助成対象事業を開始した者については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。